

新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議 (第 3 回)

議 事 次 第

日時：平成 27 年 8 月 14 日(金)16:45～16:55

場所：官邸 4 階 大会議室

1 開 会

2 議 事

- ・新国立競技場整備計画の再検討について

3 閉 会

《配布資料》

資料 1 再検討に当たっての基本的考え方（案）

資料 2 整備期間圧縮のための発注方式の工夫（案）

資料 3 技術提案等審査委員会について（案）

参考資料 1 新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議の開催について

参考資料 2 新国立競技場の整備計画再検討推進室の設置に関する規則

再検討に当たっての基本的考え方(案)

平成 27 年 8 月 14 日
新国立競技場整備計画
再検討のための関係閣僚会議

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のメインスタジアムとなる新国立競技場整備計画の再検討に当たっては、国民・アスリートの声や与党からの提言を踏まえ、以下を基本的考え方として、今後具体的な検討を進めていくこととする。

- (1) 「アスリート第一」の考え方の下、世界の人々に感動を与える場とする。
- (2) その大前提の下で、できる限りコストを抑制し、現実的にベストな計画を策定する。このため、以下の方向性で検討する。
 - ・ 施設の機能は、原則として競技機能に限定
 - ・ 屋根は観客席の上部のみ
 - ・ 諸施設の水準は、オリンピック・パラリンピックのメインスタジアムとして適切に設定
- (3) 大会に間に合うよう、平成32年(2020年)春までに確実に完成させる。整備期間を極力圧縮するため、設計・施工を一貫して行う方式を採用する。
- (4) アスリートや国民の声をよく聴き、計画の決定及び進捗のプロセスを透明化する。
- (5) 周辺地域の環境や景観等との調和を図るとともに、日本らしさに配慮する。
- (6) バリアフリー、安全安心、防災機能、地球環境、大会後の維持管理等を十分考慮する。
- (7) 内閣全体として責任をもって整備を進める。独立行政法人日本スポーツ振興センターによる整備プロセスを当会議で点検し、着実な実行を確保するとともに、新たに専門家による審査体制を構築する。
- (8) 大会後は、スタジアムを核として、周辺地域の整備と調和のとれた民間事業への移行を図る。今後、政府において計画を踏まえて、ビジネスプランの公募に向けた検討を早急に開始する。

なお、今月中を目途に、スタジアムの性能、工期、コストの上限等を示した新たな整備計画を策定し、これに基づき、9月初めを目途に公募型プロポーザル方式(設計交渉・施工タイプ)による公募を開始することとする。

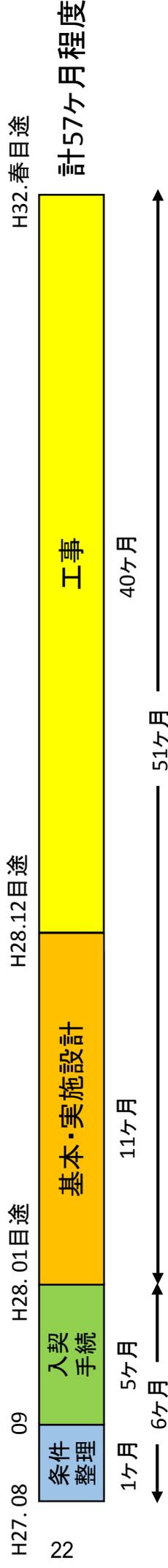
整備期間圧縮のための発注方式の工夫(案)

資料2

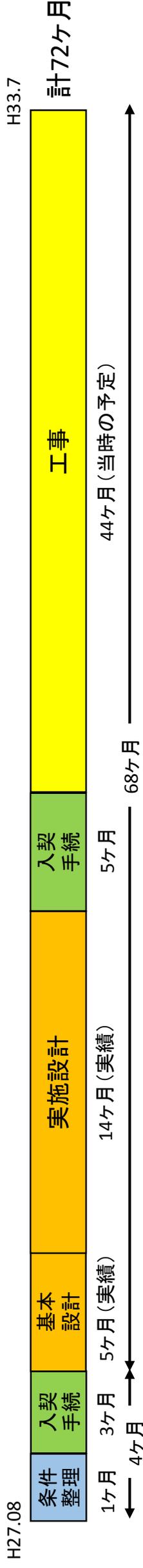
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に間に合わせるためには、下記の「公募型プロポーザル方式(設計交渉・施工タイプ)」で実施することが不可欠。

なお、公募型プロポーザル方式においては、申請者に対して、「建設コスト削減」、「工期短縮」、「維持管理コスト低減」等の技術提案を求めるとする。

設計と施工を一貫して発注する方式(公募型プロポーザル方式(設計交渉・施工タイプ))※1)



設計と施工を分離して発注する方式※2)



技術提案等審査委員会について（案）

公募型プロポーザル方式（設計交渉・施工タイプ）の適用にあたっては、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うことが重要である。そのため、（独）日本スポーツ振興センター内に、技術提案等審査委員会を設置し、公示前、技術審査段階、価格等の交渉段階等の各段階において、学識経験者からの意見を聴取するものとする。

委員候補

秋山哲一（建築生産：東洋大学教授）

工藤和美（建築設計：建築家、東洋大学教授）

久保哲夫（建築構造：東京大学名誉教授）

香山壽夫（建築設計：建築家、東京大学名誉教授）

深尾精一（建築計画：首都大学東京名誉教授）

村上周三（建築環境：東京大学名誉教授）

涌井史郎（景観、ランドスケープ：東京都市大学教授）

（50音順）

新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議の開催について

〔平成27年 7月21日〕
〔内閣総理大臣決裁〕

1. 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のメインスタジアムである「新国立競技場」の現在の整備計画を白紙に戻し、できる限りコストを抑制し現実的に最適な計画を策定するため、新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成員は、次のとおりとする。

議長	東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣
副議長	内閣官房長官
	文部科学大臣
構成員	外務大臣
	財務大臣
	国土交通大臣
3. 議長は、必要があると認めるときは、独立行政法人日本スポーツ振興センター、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会及び東京都等から、関係者の出席を求めることができる。
4. 会議の庶務は、文部科学省の協力を得て、内閣官房において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

新国立競技場の整備計画再検討推進室の設置に関する規則

平成27年7月21日
内閣総理大臣決定
平成27年7月22日
一部改正

(設置及び任務)

第1条 内閣官房に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のメインスタジアムである「新国立競技場」の現在の整備計画を白紙に戻し、できる限りコストを抑制し現実的にベストな計画を策定するため行政各部の所管する事務を調整する新国立競技場の整備計画再検討推進室（以下「推進室」という。）を置く。

(組織)

第2条 推進室に、室長、副室長、総括審議官、審議官、参事官、企画官その他所要の室員を置く。

2 室長は、内閣官房副長官（事務）をもって充てる。

3 室長は、推進室の事務を掌理する。

4 副室長は、内閣総理大臣補佐官及び内閣官房副長官補（内政担当）をもって充てる。

5 副室長は、室長を助け、推進室の事務を整理する。

6 総括審議官は、命を受けて、推進室の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

7 審議官は、命を受けて、重要事項の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

8 参事官は、命を受けて、重要事項の企画及び立案に参画する。

9 企画官は、命を受けて、特定事項の企画及び立案に関する事務に従事する。

10 審議官、参事官、企画官及び室員は、非常勤とすることができる。

(補則)

第3条 この規則に定めるもののほか、推進室の内部組織に関し必要な事項は、室長が定める。

附 則

この規則は、平成27年7月21日から実施する。

附 則

この規則は、平成27年7月22日から実施する。